

## 熊本市南区まちづくり懇話会設置要綱

制定	平成25年	4月	1日	市長決裁
改正	平成27年	3月	2日	区長決裁
改正	平成28年	2月	3日	区長決裁
改正	平成28年	11月	21日	市長決裁
改正	平成29年	4月	1日	区長決裁
改正	令和2年	6月	1日	区長決裁

### (設置)

第1条 南区まちづくりビジョンに基づく、区の特性を活かした魅力あるまちづくりに関する事項について意見交換し、区民との協働によるまちづくりを推進するため、南区まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 区民 区民とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 南区の区域内に住所を有する者
  - イ 南区の区域内に通勤し、又は通学する者
  - ウ 南区の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- (2) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
- (3) 南区まちづくりビジョン 南区のまちづくりを進めるうえでの指針となるもので、めざす区の姿やまちづくりの方向性を示すものをいう。

### (委員)

第3条 懇話会は、委員20人以内とし、次に掲げる者のうちから選定する。

- (1) 南区内のまちづくりセンターエリア毎の校区自治協議会から推薦された者
- (2) 区民であって懇話会の委員に応募した者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、懇話会の設置目的を達成するために必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、選定された日から同日の属する年度の翌年度の3月末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議等)

第6条 懇話会の会議は、区長が招集する。

- 2 懇話会は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説

明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(懇話会の公開)

第7条 懇話会の会議は、公開とする。

(会議録の決定)

第8条 懇話会の会議録は、会長及び副会長の承認を受けることにより決定する。

2 前項の規定により決定した懇話会の会議録は、その決定の日以降に行われる直近の懇話会において報告するものとする。

(委員への謝礼金の支払)

第9条 懇話会の委員には、出席1回あたり3,000円の謝礼金を支払う。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 承諾書において謝礼金を受け取らない旨の意思表示がされている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、国、県等の職員であつて所属部署の業務として懇話会に参加するものから、謝礼金を受け取らない旨の意思表示があつたとき。

(庶務)

第10条 懇話会の庶務は、南区役所総務企画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の会議は、区長が招集する。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。